

○越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

平成 18 年 6 月 28 日

告示第 192 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、既存建築物の耐震化の促進を図るため、市内における木造一戸建て住宅、マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定するマンションをいう。以下同じ。）及び緊急輸送道路閉塞建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 14 条第 3 号に規定する建築物のうち、その敷地に接する道路が、埼玉県が策定した埼玉県地域防災計画に定められた第一次緊急輸送道路又は第二次緊急輸送道路である建築物をいう。以下同じ。）の耐震診断に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成 8 年規則第 31 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象耐震診断)

第 2 条 補助の対象となる耐震診断は、建築物の地震に対する安全性の評価を行う診断のうち、次に掲げるものとする。

(1) 木造一戸建て住宅に対し、財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準（以下「耐震診断基準」という。）に基づく一般診断法、精密診断法 1 若しくは精密診断法 2 又はそれらと同等の耐震診断法による評価を行う木造住宅耐震診断

(2) マンションに対し、設計図書、修繕履歴等による構造強度に関する耐震診断基準に基づく二次調査までの調査を実施することにより、耐震診断基準に基づく本診断の必要性に関する判定を行うマンション耐震予備診断

(3) マンションに対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図

るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）に基づく総合的な評価を行うマンション耐震本診断（耐震判定委員会（耐震診断が耐震診断基準に照らして適正に行われているかを評価するため学識経験者等で構成された委員会のうち市長が別に指定するものをいう。以下同じ。）において診断内容が適正と判定されるものに限る。）

（４） 緊急輸送道路閉塞建築物に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づく総合的な評価を行う耐震診断（耐震判定委員会において診断内容が適正と判定されるものに限る。）

（耐震診断を行う者の要件）

第３条 前条第１号に規定する木造住宅耐震診断（以下「木造住宅耐震診断」という。）を行う者は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による登録を受けている建築士事務所（市内に所在する事務所又は市内に所在する建築士会、建築士事務所協会等の団体に所属している事務所に限る。）に所属している同法第２条第１項に規定する建築士で、越谷市木造住宅耐震診断士登録制度に基づく登録を受けたものとする。

２ 市長は、前項の規定にかかわらず、木造住宅耐震診断を行うことが適当と認められる建築士に木造住宅耐震診断を行わせることができる。

３ 前条第２号に規定するマンション耐震予備診断（以下「耐震予備診断」という。）、同条第３号に規定するマンション耐震本診断（以下「耐震本診断」という。）又は同条第４号に規定する緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断を行う者は、建築士法第２３条第１項の規定による登録を受けている建築士事務所に所属している同法第２条第２項に規定する一級建築士とする。

（補助金の交付対象者）

第４条 耐震診断に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付を受

けることができる者は、次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 木造住宅耐震診断 平成12年5月31日以前の耐震基準に基づき建築された木造在来工法2階建て以下の一戸建てであり、かつ、市が実施している簡易耐震診断による総合評価が1.0未満である住宅の所有者（個人に限る。）

(2) 耐震予備診断 昭和56年5月31日以前の耐震基準に基づき建築されたマンションで、次の要件のいずれにも該当するものの管理組合（集会において耐震予備診断の実施に係る決議がなされている管理組合に限る。）

ア 地階を除く階数が3以上であること。

イ 延べ面積が1,000平方メートル以上であること。

ウ 居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の5分の4以上であること。

エ 住戸の区分所有者の3分の2以上が現に居住していること。

(3) 耐震本診断 前号に規定する耐震予備診断の要件に該当するマンション又は同号に規定する耐震予備診断により耐震診断基準に基づく本診断が必要と判定されたマンションの管理組合（集会において耐震本診断の実施に係る決議がなされている管理組合に限る。）

(4) 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断 昭和56年5月31日以前の耐震基準に基づき建築された緊急輸送道路閉塞建築物の所有者

2 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していることが明らかである住宅又はマンションの所有者又は管理組合は、補助金の交付を受けることができない。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 木造住宅耐震診断 耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下この条において同じ。）に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）とし、70,000円を限度とする。
- (2) 耐震予備診断 耐震診断に要した費用に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）とし、100,000円を限度とする。
- (3) 耐震本診断 耐震診断に要した費用（耐震判定委員会による判定に要する費用を含む。）に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）と住戸の数に50,000円を乗じて得た額とのいずれか少ない額とし、1,000,000円（前号に規定する耐震予備診断に係る補助金の交付を受けた場合にあっては、900,000円）を限度とする。
- (4) 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断 耐震診断に要した費用（耐震判定委員会による判定に要する費用を含む。）に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）とし、3,000,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 耐震予備診断又は耐震本診断に係る申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書、固定資産評価証明書等のマンションの区分所有者及び建築年を証明することのできる書類
- (2) 住戸の区分所有者の3分の2以上が現に居住していることを確認することのできる書類
- (3) 管理組合の集会において耐震診断の実施に係る決議がなされて

いることを証明することのできる書類

- 3 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断に係る申請者は、第1項の申請書に登記事項証明書、固定資産評価証明書等の所有者及び建築年を証明する書類を添付しなければならない。
- 4 市長は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の適合決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金の交付要件に適合すると認めるときは、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付適合通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請内容の審査により、補助金の交付要件に適合しないと認めるときは、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付不適合通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付要件に適合すると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。
- 4 第1項の規定により補助金の交付要件に適合すると認められた申請者（以下「補助対象者」という。）は、同項の通知書を受け取ったときは、速やかに耐震診断を行う建築士の所属する建築士事務所と当該耐震診断に係る業務委託契約を締結し、越谷市既存建築物耐震診断契約締結報告書（第3号様式の2）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断の内容変更等)

第8条 補助対象者は、耐震診断の内容を変更したときは、越谷市既存建築物耐震診断内容変更届（第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 補助対象者は、耐震診断を取りやめたときは、越谷市既存建築物耐震

診断取りやめ届（第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（耐震診断の完了報告）

第9条 補助対象者は、耐震診断が完了したときは、越谷市既存建築物耐震診断完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

（1） 耐震診断結果報告書

（2） 耐震診断を行った建築士の建築士法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し

（3） 耐震診断に係る業務委託契約書の写し（契約の変更が生じた場合に限る。）

（4） 耐震診断による安全性の総合評価が1.0以上になるように補強を行う一般耐震改修工事の見積書（耐震診断結果における安全性の総合評価が1.0未満であった木造住宅耐震診断の場合に限る。）

（5） 耐震判定委員会において診断内容が適正と判定されたことを証明することのできる書類の写し（耐震本診断又は緊急道路閉塞建築物耐震診断の場合に限る。）

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該報告内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の交付額を決定し、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付額決定通知書（第7号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による報告内容の審査により、当該耐震診断が補助金の交付要件に適合しないと認める場合については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「申請内容」とあるのは「報告内容」と、「申請者」とあるのは「補助対象者」と読み替えるものとする。

4 第2項の通知書を受け取った補助対象者は、請求書に当該通知書の写しを添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

5 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(適合決定の取り消し)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付要件に適合すると認めた内容の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付要件に適合すると認められたとき。

(2) 補助金の交付要件に適合すると認められた内容、これに付した条件その他関係法令等に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付要件に適合すると認めた内容を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第244号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第167号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第125号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 105 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 135 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 138 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 103 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 187 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年告示第 123 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 143 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 1 号の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年告示第 153 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 1 8 3 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

越谷市既存建築物耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住所

申請者 氏 名

電話番号

越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第6条の規定により、耐震診断補助金の交付を申請します。

建築物概要	所在地	越谷市
	用途	☐ 一戸建て住宅 ☐ 兼用住宅 ☐ マンション ☐ その他（ ）
	構造	☐ 木造在来工法 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）
	規模	地上 階建 ・ 延べ面積 m ² (マンションの場合で居住の用に供する部分の床面積の合計 m ²)
	建築年月日	年 月
耐震診断区分	☐ 木造住宅耐震診断 ☐ マンション耐震予備診断 ☐ マンション耐震本診断 ☐ 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断	
添付書類	木造住宅耐震診断の場合 ☐ 添付書類なし ☐ 添付書類あり（ ）	
	マンション耐震予備診断又はマンション耐震本診断の場合 ☐ 登記事項証明書、固定資産評価証明書等のマンションの区分所有者及び建築年を証明する書類 ☐ 住戸の区分所有者の3分の2以上が現に居住していることが確認できる書類 ☐ 管理組合の集会において耐震診断の実施に係る決議がなされていることを証明する書類 ☐ その他（ ）	
	緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断の場合 ☐ 登記事項証明書、固定資産評価証明書等の所有者及び建築年を証明する書類 ☐ その他（ ）	
		受付欄

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

越谷市既存建築物耐震診断補助金交付適合通知書

（補助対象者）

様

越谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった耐震診断補助金の交付申請について、交付要件に適合していると認めるので、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

1 交付金額等

(1) 耐震診断完了後に提出される完了報告書を審査し、耐震診断が適正に実施されたと認められるときは、補助金の交付額を決定し補助対象者に通知します。

(2) 補助金の交付額は、次のとおりとなります。（100円未満切捨て）

ア 木造住宅耐震診断 耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の2を乗じて得た額
（70,000円を限度）

イ マンション耐震予備診断 耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の2を乗じて得た額
（100,000円を限度）

ウ マンション耐震本診断 耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除き、耐震判定委員会による判定に要する費用を含む。）に3分の2を乗じて得た額と住戸の戸数に50,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額
（1,000,000円（耐震予備診断に係る補助金の交付を受けた場合にあっては、900,000円）を限度）

エ 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断 耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除き、耐震判定委員会による判定に要する費用を含む。）に3分の2を乗じて得た額
（3,000,000円を限度）

2 交付条件等

(1) 耐震診断については、本通知書受領後、速やかに越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第7条第4項の規定により、業務委託契約を締結してください。

(2) 補助対象者は、耐震診断完了後1ヶ月以内に越谷市既存建築物耐震診断完了報告書（第6号様式）に、必要書類を添付して市長宛に提出してください。

(3) 補助対象者は、耐震診断の内容に変更等があった場合は、速やかに越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第8条の規定による届出を行ってください。

第3号様式（第7条、第9条関係）

第 号
年 月 日

越谷市既存建築物耐震診断補助金交付不適合通知書

様

越谷市長 印

年 月 日付けで申請・報告のあった耐震診断補助金の交付について、審査の結果、下記の理由により交付要件に適合していないと認められますので通知します。

記

理由

第3号様式の2（第7条関係）

越谷市既存建築物耐震診断契約締結報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
報告者 氏 名
電話番号

年 月 日付けで補助金交付適合通知を受けた耐震診断に係る契約を締結したので、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 耐震診断契約締結年月日 年 月 日
- 2 添 付 書 類 耐震診断に係る業務委託契約書の写し

第 4 号様式（第 8 条関係）

越谷市既存建築物耐震診断内容変更届

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
届出者 氏 名
電話番号

年 月 日付け補助金交付適合通知書により認められた耐震診断の内容を
事情により変更しましたので、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第 8 条第 1 項の
規定により、届け出ます。

建 築 物	名 称		
	所 在 地	越谷市	
補助金交付適合通知番号		年 月 日 第 号	
耐 震 診 断 の 内 容 の 変 更 の 概 要			
変 更 前 の 耐 震 診 断 費 用 の 予 定 額			
変 更 後 の 耐 震 診 断 費 用 の 予 定 額			
		受付欄	

第5号様式（第8条関係）

越谷市既存建築物耐震診断取りやめ届

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

届出者 氏 名

電話番号

年 月 日付け補助金交付適合通知書により認められた耐震診断を事情により取りやめましたので、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第8条第2項の規定により、届け出ます。

建 築 物	名 称		
	所 在 地	越谷市	
補助金交付適合通知番号		年 月 日 第 号	
取りやめの理由			
		受付欄	

第6号様式（第9条関係）

越谷市既存建築物耐震診断完了報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
報告者 氏 名
電話番号

年 月 日付けで補助金交付適合通知を受けた耐震診断が完了したので、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 耐震診断完了年月日

2 添 付 書 類

- ☐ 耐震診断結果報告書
- ☐ 耐震診断を行った建築士の建築士免許証の写し
- ☐ 耐震診断に係る業務委託契約書の写し
(契約の変更が生じた場合に限る。)
- ☐ 一般耐震改修工事の見積書(耐震診断結果における安全性の総合評価が 1.0 未満であった木造住宅耐震診断の場合に限る。)
- ☐ 耐震判定委員会による判定書類の写し
(マンション耐震本診断及び緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修の場合に限る。)

第 7 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

越谷市既存建築物耐震診断補助金交付額決定通知書

（補助対象者）

様

越谷市長 印

年 月 日付けで完了報告のあった耐震診断について、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

耐震診断補助金交付額	金 円
------------	-----

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 7 条、第 9 条関係）

第 3 号様式の 2（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 5 号様式（第 8 条関係）

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 7 号様式（第 9 条関係）